

長崎市チトセピアホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

このガイドラインは政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえて発行された次のガイドラインに鑑み、長崎市の方針等に基づいて、長崎市チトセピアホールで行われるすべての活動において、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理したものである。なお、本ガイドラインは、感染拡大の動向や対処方針の改訂等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

【参考】

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房HP）
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200527.pdf

〈劇場、演劇場〉

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
(公益社団法人全国公立文化施設協会)
「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(無観客公演関係)」
(一般社団法人コンサートプロモーターズ協会、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟)

〈体育館、運動施設〉

「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)

なお、長崎市チトセピアホール指定管理者（以下「指定管理者」という。）及び当該施設でコンサート、発表会、講演会、会議、練習等の公演等を主催する事業者（以下「主催者」という。）は、市民の文化活動の振興拠点施設であること、並びに対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講ずるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設やイベントの規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルス感染拡大予防に取り組むこととする。

1 感染防止のための基本的な考え方

市及び指定管理者、主催者は、施設の特性や公演等の規模や態様を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）、施設に来場する者（以下「来場者」という。）、出演者及び公演等の開催に携わるスタッフ（公演主催者を除く。以下「公演等関係者」という。）への新型コロナウイルスの

感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じる。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では感染拡大のリスクが高いと考えられ、これを避けることなどを徹底する。

さらに、劇場、音楽堂等の施設においては、これまでクラスターは基本的に発生しておらず、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能のこと、また、公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されないこと等も踏まえて、以下の具体的な対策を講じる。

2 施設内のリスク対策

(1) 接触感染の防止

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と接触の頻度を減少させる。

例 会議机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、エレベーターのボタン等

(2) 飛沫感染の防止

施設における換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内での大声での対話等が頻発する場所の状況を把握し、対策を講じる。

(3) 集客施設としての対策

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず、人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場実績等に鑑み、対策を講じる。

(4) 地域における感染状況の把握

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響を想定し、対策を講じる。

3 施設内の各所及び従事者等の対応策

(1) 館内

ア 施設の開館の際には、施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応を行う。

イ 公演等の前後及び公演等の休憩中に、会場内の換気を行う。また、主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。（空調設備により常時換気可能）

ウ 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。

エ 受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来場者との間を遮蔽し、飛沫感染を予防する。

(2) ホワイエ

- ア 対面での飲食、会話等を回避するよう表示する。
- イ 公演等の前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行う。
- ウ 人と人との距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保する。
- エ 常時換気を行う。
- オ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

（3）トイレ

- ア 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清掃・消毒を行う。
- イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ウ ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しない。
- エ トイレの混雑が予想される場合は、できるだけ間隔を明けて整列するよう表示するとともに、主催者に対して最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すよう要請する。
- オ 清掃者はマスクや手袋の着用を徹底し、作業を終えた後は手洗いを行う。

（4）従事者に関する感染防止策

- ア 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- イ マスク着用や手指消毒を徹底する。
- ウ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- エ 出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。さらに、発熱の他に、次の症状に該当する場合も、自宅待機とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- オ 指定管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- カ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

（5）周知・広報

感染予防のため来場者・職員等に対して次の点について周知する。

- ア 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底。
- イ 社会的距離の確保と徹底。
- ウ 次の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

工 差別防止の徹底

(6) 保健所との関係

施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。

4 施設の利用制限

(1) イベント等開催の判断基準

以下をいずれも満たすものについて開催可能とする。

① 100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数であること。

② 適切な感染防止対策を実施すること。

ア 入退場時の制限や誘導

イ 待合場所等における密集の回避

ウ 手指の消毒

エ マスクの着用 ※

オ 室内の換気

③ 大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話を行わないこと。

④ 国・県・市の方針、最新の感染状況等を踏まえた対応であること。

※ 練習等で利用する場合のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするが

(※)、着替えやミーティングなど練習を行っていない間、特に会話をするときにはマスク等の飛沫感染防止対策を行うこと。

(※) マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず、人体に影響を及ぼす可能性があることに留意すること。

(2) 推奨定員

施設	通常	収容定員の半分 (100人を上限)	推奨定員
ホール	500人	100人	100人
楽屋1	4人	2人	2人
楽屋2	4人	2人	2人
楽屋3	10人	5人	5人
楽屋4	10人	5人	5人

(3) ホールの利用制限について

- ア 一度に舞台を使用する出演者数は最大20人程度とする。
- イ 客席利用者は100人以下とする。
- ウ 移動の際は間隔1m（できるだけ2mを目安に）をあけて移動する。

(4) 感染防止対策チェックリストの提出

原則、申請の都度、感染防止対策チェックリストを作成・提出させること。（別添様式）
また、許可の際には感染防止対策が実行されているかどうか、必要に応じて活動中に確認することを利用者に伝え、協力をいただくこと。

5 主催者が講じるべき具体的対策

コンサート、発表会、講演会等のイベント等が開催される場合には、次の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は主催者であることに留意し、指定管理者等の協力のもと、実施することとする。

【開催前の対策】

(1) 入場制限

- ア 密集を回避するための工夫や密な状況を発生させない工夫の導入を検討する。
 - (ア) 開場・休憩時間の延長
 - (イ) 入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化
 - (ウ) 入場待機列の設置、間隔1m(できるだけ2mを目安に)の確保
 - (エ) 日時や座席の指定予約による人数調整
 - (オ) 大人数での来場の制限

(2) 来場者及び主催者との関係

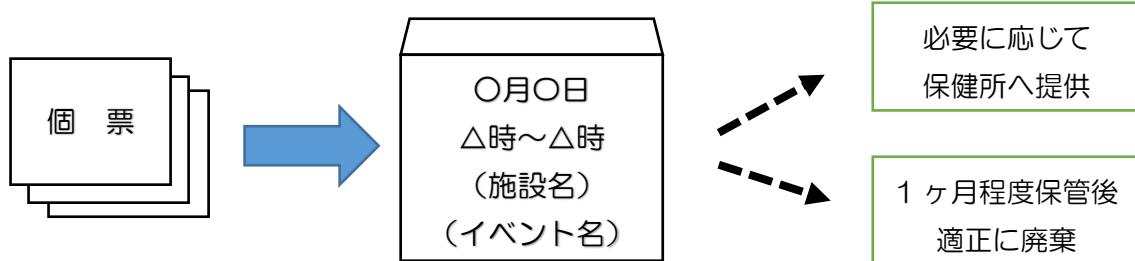
主催者は原則として公演等の来場者及びスタッフの名簿の作成し、指定管理者へ提出すること。なお、来場者については、氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成することを原則とする。

また、必要に応じて保健所へ提供されることを事前に周知し、個人情報を適切に取り扱う。

(様式例) 個票を配布し、指定管理者が一定期間保管する。

新型コロナウイルス感染症対策として参加者名簿を長崎市チトセピアホールで一定期間保管し、必要に応じて保健所へ提供される場合があります。なお、この個票は万が一感染者が発生した際の連絡のみに使用し、それ以外の目的には一切使用しません。					
来場日時	年 月 日	時 分から	時 分まで		
お名前	長崎 太郎	緊急連絡先	090-1111-〇〇〇〇		
①発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
②咳・咽頭痛などの症状がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
③新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			
④過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ			

(イメージ)



【開催当日】

(1) 周知・広報

感染予防のため、指定管理者との協力の上、来場者に対し次のことについて周知する。

ア 咳エチケット、マスク着用及び定期的な手洗い・手指の消毒の徹底

イ 人と人との距離を確保する。

ウ 次の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや

結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢・嘔吐

(2) 来場者の入場時の対応

ア 以下の場合には、入場しないよう要請する。

① 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合

② 咳・咽頭痛などの症状がる場合

③ 新型コロナウィルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

④ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・
地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合

イ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開
場時間の前倒し等の工夫を行う。

ウ 入待ちは控えるよう呼び掛ける。

エ 十分な消毒が行えない備品の貸し出しは行わない。

オ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。

カ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛ける。

(3) 公演会場内の感染防止策

ア 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制
等、複合的な予防措置に努める。

イ 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置と
するよう努める。

ウ 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席
での対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措
置 等）に努める。

エ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛け
の使用についても、左右いずれかに統一する。

オ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハ
イタッチをする 等）は行わないようとする。

カ 場内における会話は控えていただくよう周知する。

キ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。

(4) 公演等関係者の感染防止策

ア 公演等の運営に必要な最小限度の人数とすること。

イ 各自検温を行うこととし、37.5°C以上の発熱がある場合には自宅待機とする。

さらに、発熱の他に、次の症状に該当する場合も、自宅待機を促すこと。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

ウ 主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。

エ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにすること。また、公演等の前後の手指消毒を徹底すること。

オ 楽屋等では使い捨ての紙皿やカップを使用すること。

キ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限すること。

ク 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めること。

ケ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずること。

コ 公演等関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

ア 速やかに別室へ隔離を行う。

イ 対応する者は、マスクや手袋の着用を徹底する。

ウ 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

(6) 物販

ア 現金での取り扱いができるだけ減らす。

例 オンラインの販売やキャッシュレス決済

イ パンフレット等の物販を行う場合、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を開けて整列する。

ウ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

エ 対面販売は、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。

オ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

(7) 来場者の退場時の対応

ア 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の

工夫を行う。

イ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛ける。

【開催後】

(1) 名簿の作成・保管

公演等ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存する。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずること。

(2) 情報提供

感染が疑われる者が出た場合、保健所等による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

※長崎市チトセピアホールを利用する際は、このチェックリストに記載の各項目の実施を徹底していただきますようお願いいたします。

※利用前に、対応できる項目にチェックを入れ、指定管理者に提出してください。

※利用中に対策が行われているかどうかスタッフが確認に伺う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

■ 利用日時 令和 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時

■ 利用者名

(代表者)

■ 催し物名

■ 利用施設

■ 利用者数

項目	確認事項		チェック
1 開催前			
事前周知	感染者が発生した場合に備えて、参加者に対し、保健所の聞き取りに協力する同意を得る。		<input type="checkbox"/>
	濃厚接触者となった場合は、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性があることをあらかじめ参加者に周知する。		<input type="checkbox"/>
	具合の悪い方の参加は認めないことをあらかじめ参加者に周知する。		<input type="checkbox"/>
利用の制限	100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数であること。		<input type="checkbox"/>
連絡先把握	万が一に備え、参加者やスタッフ等の名簿を作成する。		<input type="checkbox"/>
2 3密を回避する感染症対策			
密閉	換気の実施	・常時空調による換気 ・定期的に窓やドアを開けて換気	<input type="checkbox"/>
密集	対人距離	多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。	<input type="checkbox"/>
密着	接触回避	大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話を行わない。	<input type="checkbox"/>
		直接手と手の接触を伴ったり身体的接触のある活動は行わない。	<input type="checkbox"/>
3 利用時の対応			
体調確認	・発熱等の風邪の症状がみられる方は利用しない。 ・具合の悪い方には参加を認めない。		<input type="checkbox"/>
マスクの着用等	必要に応じて、マスクの着用や利用開始前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。		<input type="checkbox"/>